

役員投票管理委員会規則

広島大学教職員組合

(目的)

第1条 組合規約細則第13条第2項に基づき、役員選出事務を適正に管理することを目的として本規則を定める。

(役員投票管理委員会)

第2条 執行委員会は、役員選出事務を管理・運営する役員投票管理委員会を設置する。

- 2 役員投票管理委員会は、役員候補者以外の組合員の中から執行委員会が任命する3名以上の委員で構成する。
- 3 役員投票管理委員会は、委員の互選により委員長を選出する。
- 4 役員投票管理委員会委員長は、役員選出に関わる事務を統括する。

(役員投票管理委員の任期等)

第3条 役員投票管理委員の任期は、執行委員会が次の役員投票管理委員会を設置するまでの期間とする。

- 2 役員投票管理委員会の構成人数が3名未満となった場合は、執行委員会は必要に応じて委員を補充する。

(役員投票管理委員会の任務)

第4条 役員投票管理委員会は、役員選出投票を実施し、それに関わる以下の事務を行なう。

- (1)投票期間の決定
- (2)投票の公示
- (3)投票用紙の作成と発送
- (4)投票用紙の受理と保管
- (5)開票及び投票結果の判定と集計
- (6)投票結果の公示
- (7)その他、役員選出投票に必要な事項

(役員選出投票の方法)

第5条 役員選出投票の方法は、組合規約第19条に基づいて役員投票管理委員会が定める。ただし、役員候補者が定数内の場合は役員候補者ごとの信任投票とする。

(投票者の数への不算入)

第6条 以下の場合は、組合規約第19条に規定する投票者の数に算入しないものとする。

- (1)所定の投票用紙を用いないもの
- (2)投票期限を過ぎて到着したもの

(開票立会人)

第7条 役員候補者または役員候補者が指名する代理人1名は、開票の際に立会人となることができる。

- 2 立会人になろうとする役員候補者または代理人を立会人にしようとする役員候補者は、投

票期限の1週間前までに立会人になろうとする者の氏名を役員投票管理委員会委員長へ通知しなければならない。

(投票結果の公示)

第8条 役員投票管理委員会は、投票期間終了後7日以内に投票結果を公示しなければならない。

2 役員投票管理委員会は、投票結果を執行委員会へ報告しなければならない。

(解釈)

第9条 この規則の解釈に疑義が生じた場合は、執行委員会が決定する。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、執行委員会が行なう。

付則

1. この規則は2011年5月1日より施行する。

<参考>

●組合規約細則

(新役員の選出)

第13条 各支部長は、各支部において、前条に定める組合役員候補者を毎年5月末日までに、
支部長、大会代議員および支部連絡会議員を6月末日までに選出し、委員長に報告する。

2 執行委員会は、別に組合役員投票管理委員会を設置し、原則として6月中に、規約第19
条に定める役員選出の投票の手続きを終えるものとする。

3 役員選出の投票権は、組合役員投票前月1日現在において組合員名簿に登録されている者
が有する。

●組合規約

(組合役員)

第17条 この組合に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 執行委員長 1名
- (2) 副執行委員長 2名
- (3) 書記長 1名
- (4) 書記次長 2名
- (5) 経理部長 1名
- (6) 執行委員 若干名
- (7) 監査委員 3名

(役員の選出および解任)

第19条 役員の選出については、すべての組合員が平等に参加する直接無記名投票による投票
者の過半数の賛成をもって決めなければならない。